

感染症による出校停止扱いについて

学校保健安全法により、生徒が特定の感染症に罹患した場合、本人の休養と他人への感染、流行を防ぐため、出校停止（欠席扱いとしない）の措置をとることとなっています。

お子様が下記の感染症と診断された場合は、医師の指導に従い静養するとともに、出校停止期間は登校を控えていただきますようお願いいたします。

なお、医療機関受診の際には、下段の「学校感染症に関する報告書」に記入をうけて、学級担任にご提出ください。

	病名	出校停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ（H5N1）、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下線または舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消退後2日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）など）	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで

医療機関御中

東海大学付属福岡高等学校
校長 津山 憲司

日頃より本校の教育活動に、ご理解とご協力を賜っておりますこと、心より感謝申し上げます。

さて、本校では学校で予防すべき感染症と診断された生徒には、本人の休養とともに流行・蔓延を防ぐために、自宅安静の指導をいたしております。この場合、医療機関の証明があれば出校停止扱い（欠席とはしない）となります。ご多忙中お手数ですが、下記報告書にご記入いただき、保護者へお渡しいたしますようお願い申し上げます。

..... 切 り 取 り

学校感染症に関する報告書

年 組 番 氏名

上記の生徒は以下のように感染症に罹患し、出校停止の期間が必要なことを報告します。

病名 ()

出校停止必要期間 令和 () 年 () 月 () 日 ~ () 月 () 日

(西暦) 年 月 日 医療機関名
医師名